

妊娠・出産・子育てのお悩みを一緒に考えます 子ども家庭総合支援班

子どもの健やかな成長をサポートするため、市内に住んでいる0歳から18歳未満の子どもやそのご家庭、妊産婦を対象に関係機関と連携を図りながら、家庭の実情に応じて支援を行う「子ども家庭総合支援班」を子育て支援課内に設置しています。

★こんなとき、ご相談ください

- 誰かに話を聞いてほしい
- どこに聞いたらよいかわからない
- 育児で心配なことがある
- ひとり親での困りごと
- 子どもといるときが辛いとき
- 虐待かもしれない…と思うとき
- 子どもや家庭のことで相談したいが、どこに相談したらよいかわからない
- 家族の世話などで自分の時間が持てない

★相談方法は

まずは電話でご相談ください。
来庁いただいで面接や、家庭訪問による相談支援も行います。

- 場所／市役所本庁舎1階子育て支援課内
- 時間／毎週月曜～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時
- 連絡先／市役所子ども家庭総合支援班
[内線182・183]

★その他相談窓口

「児童相談所相談専用ダイヤル」

子育てに関する相談ができる全国共通番号です。お近くの児童相談所につながります。24時間365日対応。通話料無料。

- 連絡先／0120-189-783
(いちはやく・おなやみを)

「児童相談所虐待対応ダイヤル」

虐待の通告・相談ができる全国共通番号です。お近くの児童相談所につながります。24時間365日対応。通話料無料。

- 連絡先／189 (いちはやく)

児童手当現況届の提出について

児童手当の現況届は、6月分以降も引き続き手当を受ける要件(6月1日時点の児童の監護や保護、生計同一関係や所得額など)を確認するもので、市では公簿等により確認しており、原則、提出不要です。

ただし、公簿等で受給要件が確認できない方や、次の(1)～(6)に該当する方は6月末までに現況届の提出をお願いいたします。

【提出が必要な方】

- (1)配偶者からの暴力等により、住民票と住所地が実態と異なる方
- (2)支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- (3)離婚協議中で配偶者と別居されている方
- (4)法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- (5)令和4年度以前の現況届が未提出の方
- (6)その他、北斗市から提出の案内があった方
(※別途、市からご案内します)。

【ご注意】

現況届の提出がない場合、6月分以降の手当を受給することができなくなりますのでご注意ください。

問 市役所子育て支援課子育て支援係[内線165]

託児あり

ベビーマッサージ教室を開催します

ベビーマッサージとは

ベビーオイルを使って赤ちゃんをマッサージし、お母さんと赤ちゃんのスキンシップを図ります。ベビーマッサージを行なうことで、夜泣きや便秘の解消、おっぱいやミルクの飲みが良くなるなどの効果が期待されます。

- 日時／7月4日(火) 午前10時～午前11時
- 場所／北斗市保健センター
- 対象／生後3～5か月の赤ちゃんと保護者
(6組限定・先着順)
- 講師／高木美佳子 氏
(アタッチメント・ベビーマッサージインストラクター)
- 持ち物／バスタオル、飲み物、着替え(赤ちゃん用)
※白湯やお茶、ミルクなど赤ちゃんが水分補給できるものをお持ちください。
- 申込期限／6月28日(水)
- 申込方法／お電話でお申し込みください。

問 市役所子育て支援課母子保健係[内線169]